

調節池設備点検業務委託仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は門真市（以下「発注者」という。）が発注する「調節池設備点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(届出等)

第2条 受注者は、契約締結後速やかに発注者に下記の内容を含む業務実施計画書を提出すること。

- (1) 電気及び機械の主任技術者
- (2) 緊急時の連絡先
- (3) 点検計画書及び点検結果報告書の形式

(業務場所)

第3条 本業務を行う場所は、下記のとおりである。

- (1) 一番町調節池（門真市一番町23番16号）
- (2) 三ツ島調節池（門真市三ツ島3丁目12番6号）
- (3) 門真南調節池（門真市三ツ島2丁目27番地内）

(業務内容)

第4条 調節池の貯留・治水機能が常に発揮できる状態を維持し、設備の信頼性向上をはかるため整備点検を行う。

- (1) 一番町調節池
 - ア 操作盤及び電気設備（照明、換気設備等）の整備及び点検
 - イ ポンプ機器関係の整備及び点検（ポンプ吊り上げ作業を含む）
 - ウ 流入ゲート、フラッシュゲート及び連通ゲートの整備及び点検
 - エ その他調節池の設備の整備及び点検
- (2) 三ツ島調節池
 - ア 操作盤及び電気設備（照明、換気設備等）の整備及び点検
 - イ ポンプ機器関係の整備及び点検（ポンプ吊り上げ作業を含む）
 - ウ 流入ゲート、フラッシュゲート及び連通ゲートの整備及び点検
 - エ 下八箇荘水路流入ゲート及び遠隔操作に関する整備及び点検
 - オ その他調節池の設備の整備及び点検
- (3) 門真南調節池
 - ア 操作盤及び電気設備（照明、換気設備等）の整備及び点検
 - イ ポンプ機器関係の整備及び点検（ポンプ吊り上げ作業を含む）
 - ウ 流入ゲート2箇所の整備及び点検

エ その他調節池の設備の整備及び点検

(委託期間及び点検回数)

第5条 各調節池に係る委託期間及び点検回数は下記のとおりとする。

- (1) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (2) 点検回数 2回

(提出書類)

第6条 本業務を履行するに当たり以下の書類を提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 点検結果報告書（紙媒体及びCDによるデータ）
- (4) 完了届
- (5) その他発注者の指示する者

(支払方法)

第7条 完了払

(雑則)

第8条 受注者は点検の実施日について、あらかじめ発注者と協議し決定すること。

- 2 受注者は点検後、点検結果報告書を紙媒体で作成するとともにCDに記録し提出すること。
- 3 受注者は修繕が必要な故障箇所について、点検結果報告書に写真を添付すること。
- 4 受注者は緊急を要する修繕が必要だと判断した故障箇所について、故障が確認できた時点で発注者に報告し、発注者の指示を受けること。
- 5 作業が容易な応急処置については、発注者に連絡し指示をうけて補修すること。
緊急時において発注者の指示が受けられない場合においては、後日速やかに報告すること。
- 6 受注者は関係法令を遵守して点検すること。

(疑義)

第9条 受注者は、この仕様書及びその他疑義が生じた場合には、発注者に協議するものとする。